吸収合併に係る事後開示書面

（第 801 条第 3 項第 1 号に定める書面）

本田技研工業株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

東京都港区南青山２－１－１
本田技研工業株式会社
代表取締役　八郷　隆弘

本田技研工業株式会社（以下、「存続会社」という。）及びホンダエンジニアリング株式会社（以下、「消滅会社」という。）との間で締結した、令和２年２月18日付吸収合併契約書（以下、「本件吸収合併契約書」という。）に基づき、令和２年４月１日を効力発生日として、吸収合併（以下、「本件吸収合併」という。）を行いました。本件吸収合併に関する事項は以下の通りです。

記

１．本件吸収合併が効力を生じた日
令和２年４月１日

２．消滅会社における法定手続きの経過
(1)吸収合併をやめることの請求
消滅会社の株主は存続会社のみであるため、会社法第784条の２の規定に基づく株主による差止請求はありませんでした。
(2)反対株主の株式買取請求手続
本件吸収合併は、消滅会社において会社法第784条第１項に規定する略式吸収合併に該当するため、会社法第785条の規定による手続きは行っていません。
(3)新株予約権買取請求手続き
消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続きは行っていません。
(4)債権者保護手続き
消滅会社は、会社法第789条第２項の規定に従い、令和２年２月27日付官報公告及び令和２年２月27日付で電子公告をしましたが、申述期限までに同条第１項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

３．存続会社における法定手続きの経過
(1)吸収合併をやめることの請求

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による手続きは行っていません。

(2)反対株主の株式買取請求手続

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条第 1 項による手続きは行っていません。

(3)債権者保護手続き

存続会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、令和 2 年 2 月 27 日付官報により同項所定の事項を公告し、同日付電子公告にて債権者への催告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4．本件吸収合併により消滅会社から存続会社が承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、令和 2 年 4 月 1 日をもって、消滅会社から全ての資産、負債、契約上の地位、及びその他の権利義務を、本件吸収合併契約書に従い承継致しました。

5．会社法 921 条の変更の登記をした日

令和 2 年 4 月 10 日

6．その他本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上